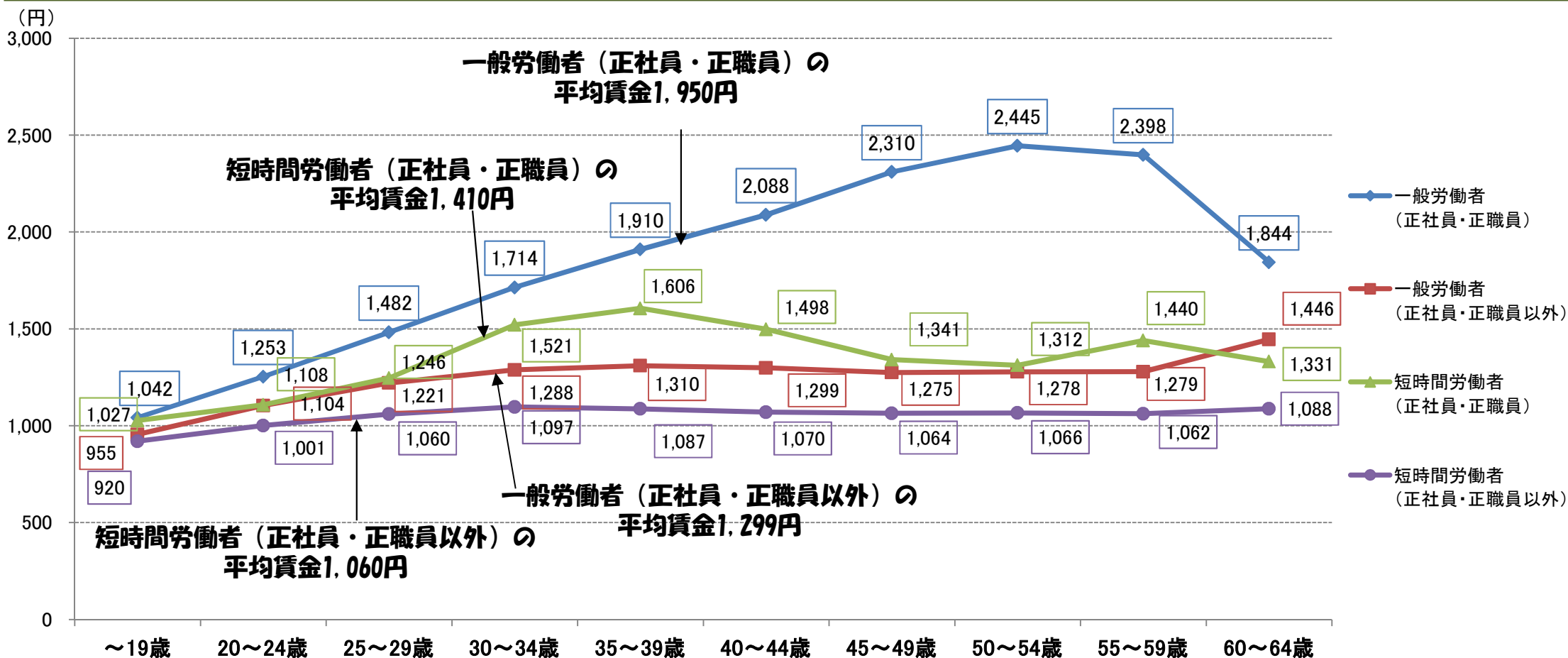


# 労働者の賃金カーブ(雇用形態別・時給ベース)(平成28年平均)

- 一般労働者(正社員・正職員)の平均賃金は1,950円、一般労働者(正社員・正職員以外)の平均賃金は1,299円となっている。
- 短時間労働者(正社員・正職員)の平均賃金は1,410円、短時間労働者(正社員・正職員以外)の平均賃金は1,060円となっている。



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成28年) 雇用形態別表:第1表

(注) 1) 賃金は、平成28年6月分の所定内給与額。

2) 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。

3) 一般労働者: 常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。

4) 短時間労働者: 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。

5) 正社員・正職員: 事業所で正社員・正職員とする者。

6) 正社員・正職員以外: 事業所で正社員・正職員以外の者。